

山口県報

令和6年
3月31日
(日曜日)

目次

○条例

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十一日

山口県知事 村岡 政

山口県条例第四十一号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二中「事業所統計」を「経済構造統計（施行規則で定めるものに限る。）」に改める。

附則第五条の七の次に次の二条を加える。

（令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第五条の八 令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第二十七条から第二十八条まで、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五、附則第六条第一項、法第三十七条の三及び法附則第三条の三第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、

一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超える場合には一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第二十七条から第二十八条まで、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五、附則第六条第一項、法第三十七条の三及び法附則第三条の三第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、法附則第三条の三第五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 前二項の規定の適用がある場合における第二十七条の三第二項及び附則第五条の五の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額(附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用を受ける前のものをいう。)」とする。

(令和七年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第五条の九 令和七年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者及び法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。))を有するものに限る。)の第二十七条から第二十八条まで、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五、附則第六条第一項、法第三十七条の三及び法附則第三条の三第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第二十七条から第二十八条まで、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五、附則第六条第一項、法第三十七条の三及び法附則第三条の三第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、法附則第三条の三第五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第七条の四の二中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第七条の五及び附則第七条の六中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四の七第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「附則第十条の二の二第七項」を「附則第十条の二の二第八項」に改め、同条第四項及び第五項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十二条及び附則第十三条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十三条の二第三項に次の一号を加える。

三 附則第五条の八及び附則第五条の九の規定については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十三条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十三条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十四条第三項に次の一号を加える。

三 附則第五条の八及び附則第五条の九の規定については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十五条第二項に次の一号を加える。

三 附則第五条の八及び附則第五条の九の規定については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十五条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十五条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十七条第三項に次の一号を加える。

三 附則第五条の八及び附則第五条の九の規定の適用については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十七条の二第三項に次の一号を加える。

三 附則第五条の八及び附則第五条の九の規定の適用については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十七条の四第二項に次の一号を加える。

三 附則第五条の八及び附則第五条の九の規定の適用については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部改正)

2 過疎地域等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。